

2023年7月12日

申請者: 藤原正克(一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程、SD161016)

論文題目: 近世幕藩領主と織物統制—領主権力の特質について—

論文審査委員

若尾 政希

石居 人也

西村慎太郎

1 本論文の概要

本論文は日本近世における幕藩領主権力の特質を、幕藩領主による織物統制に焦点を合わせることによって、解明しようとするものである。織物とは経糸と緯糸を織り上げたものであり、日本では古くから絹と麻が用いられ、絹は主として支配階層に、安価な麻は被支配層に用いられた。近世になると西日本で綿作が広まり綿糸による織物が広く流通するようになる。一方、養蚕業については、17世紀末から19世紀にかけて、地域差をとめないながら、東日本で進展し、国産の絹糸(生糸・紬糸)を用いた絹織物が作られるようになった。ともに近世農民の農間余業(耕作の合間に行った作業)として始まり、その主たる担い手は女性であった。また、綿織物・絹織物は、ともに、原材料の生産から、織物ができるまでにいくつもの製造工程を経ねばならず、地域的分業も進展した。

さて、このような織物について、徳川幕府は、織物の寸法を統制する法令を出して、流通する絹・紬・木綿など織物の丈尺幅を統制しようとした。各種の幕府法令集にはいくつもの種類の織物寸法統制令が載っているが、どれが全国令として実際に公布されたのか、判別することが難しい。また、織物寸法統制令が布達された各大名は、それをどのように領内に順守させようとしていたのか、その実態もよくわからない。こうした点に興味をもった著者が、史料批判を行った上で、織物寸法統制令の実態と意義に迫ろうとしたのが、「第Ⅰ部 幕府法令と織物の統制」(2章構成)である。

それに対し、「第Ⅱ部 近世後期の信濃国松代藩領の産物統制—木綿を中心に—」では、信濃国松代藩領を対象にして、領主真田家の、重要な商品作物の一つである木綿の統制政策を取り上げる。この政策に関与する藩領役人が、どういう問題意識から政策を立案したのか、その評議過程を明らかにするとともに、領内の反応(民意)と、それに対応して政策を修正していく様相を論じている(4章構成)。

ところで、産物政策においては、集荷した領内産物をいかに効果的に領外に売りさばくのかということが課題となることからわかるように、他領との関係が重要である。松代藩について言えば、幕府の朱印寺である善光寺領と隣接しており、天保5(1834)年、松代藩が木綿の鑑札制度を開始したときにも、善光寺町の町人は鑑札制度が生活難渋の一因であると幕府奉行所に訴えている。このような問題意識から、松代藩と善光寺との関係を解明しようとしたのが、「補論 大名家と朱印寺領」である(2章構成)。

2 本論文の成果と問題点

本論文の成果を挙げれば、第一に、著者は、織物寸法統制令に関する幕府法令について、網羅的調査を行うとともに、それが幕府領、藩領、町触などに存在が確認できるかどうかを確認した。このような作業を行うことによって、寛文 8(1668)年令が全国令であると確定したことは、本論文の大きな成果である。

このように近世前期に出された織物寸法統制令が、近世中期以降、有名無実化していくことを、武蔵国・上野国の事例を引きつつ、実証したことが第二の成果である。著者によれば、衣服で身分を可視化する世界に身を置く幕藩領主や富裕層は、規定された丈尺幅の織物を要求し、幕府による「織物寸法統制令」はそうした要求を受けたものであり、供給を託された都市呉服問屋は、市において規定にそった織物を買付けるよう在地仲買人に指示したのである。しかし、生産農家の側では、貢租金納社会で自らの再生産を維持して生き抜くため、市日の前夜までに織り出した丈尺幅の織物を寸法が足りない「短尺品」であることを承知で出品した。このような売主に対し買主は短尺の商品の際には値引きすることで対抗した。買主は買付けを代行する在地仲買人を通じて規定順守を要求するが、売主は抵抗し一揆まで起きており、両者の相克は嘉永期(19世紀半ば)においても継続していた。商品生産における自由化を求める強い民意が、近世前期に公布された幕府の織物寸法統制令でさえも有名無実化したという著者の議論は説得的である。

第三に、信濃国松代藩領をフィールドにして、松代藩の木綿統制政策に焦点をあわせ、藩領役人がどういう問題意識で政策を立案していったのか、その評議の過程を明らかにするとともに、民意を受けて政策をどのように修正していったのかを、史料に即して解明したことも本論文の大きな成果である。

第四に、幕府から朱印地を与えられた朱印寺院と隣接した大名との関係について、善光寺と松代藩の事例を取り上げて論じた点も重要な成果である。

以上の他にも本論文の成果は少なくないが、もとより残された課題がないわけではない。たとえば、第Ⅰ部で扱った近世の初めの織物寸法統制令についての議論と、第Ⅱ部の近世後期松代藩の木綿政策に関する議論との繋がりについて、本論文において十分な説明がなされていない。そのため、それぞれの章の実証研究の精度は高いのだが、論文全体の結論が見えにくくなっている。もちろん、この点は本論文の学位論文としての水準を損なうものではなく、また著者もすでに自覚しており、近い将来の研究において克服されていくことが期待できるものであろう。

3 最終試験の結果の要旨

2023年5月24日、学位請求論文提出者藤原正克氏の論文についての最終試験を行なった。本試験において、審査委員が、提出論文「近世幕藩領主と織物統制—領主権力の特質について—」に関する疑問点について逐一説明を求めたのに対し、氏はいずれも十分な説明を与えた。よって、審査委員一同は、藤原正克氏が一橋大学学位規則第5条第1項の規定により一橋大学博士(社会学)の学位を授与されるに必要な研究業績および学力を有するものと認定した。